

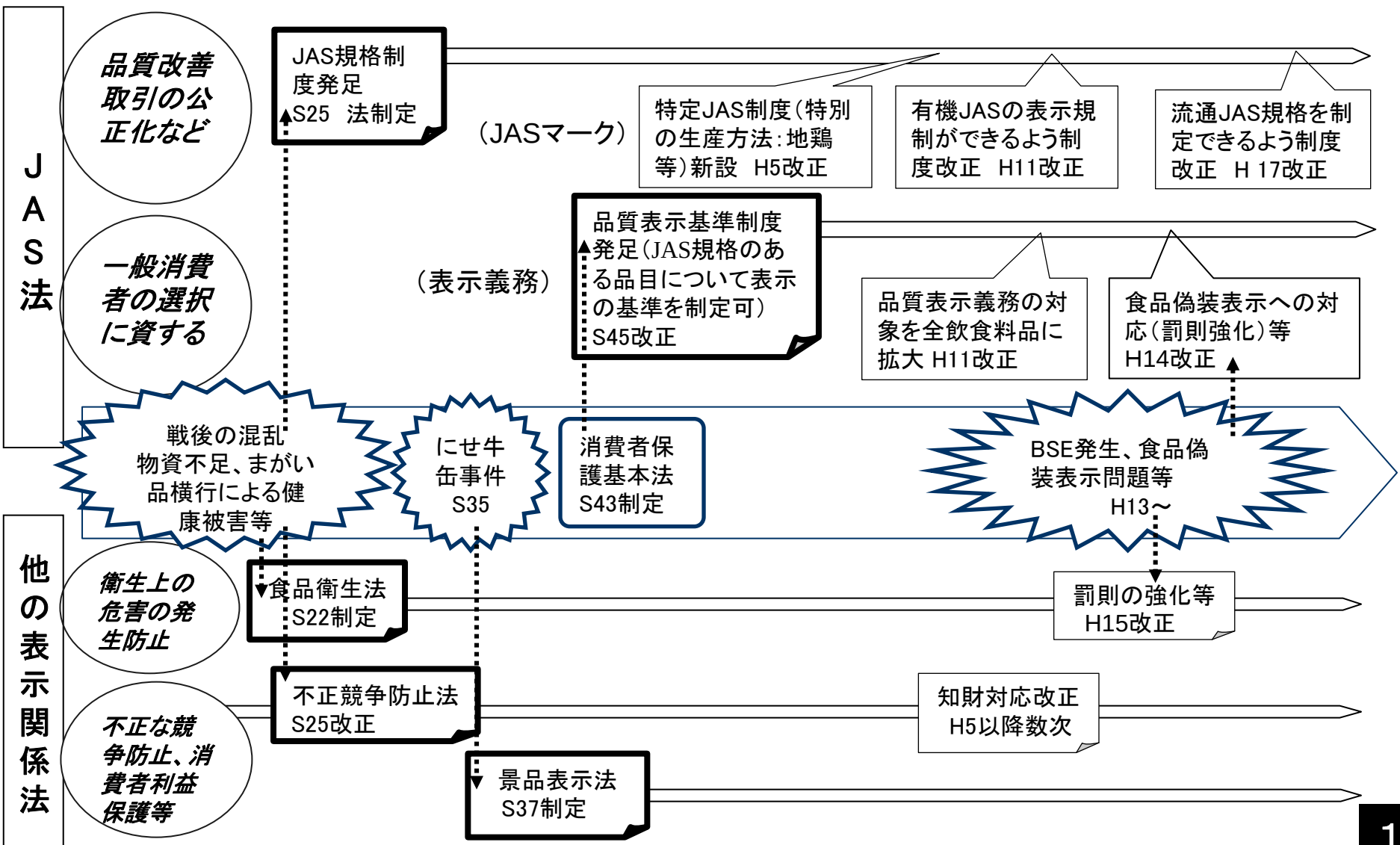
有機JAS規格をめぐる現状について

平成20年2月5日

消費・安全局 表示・規格課

JAS制度の変遷

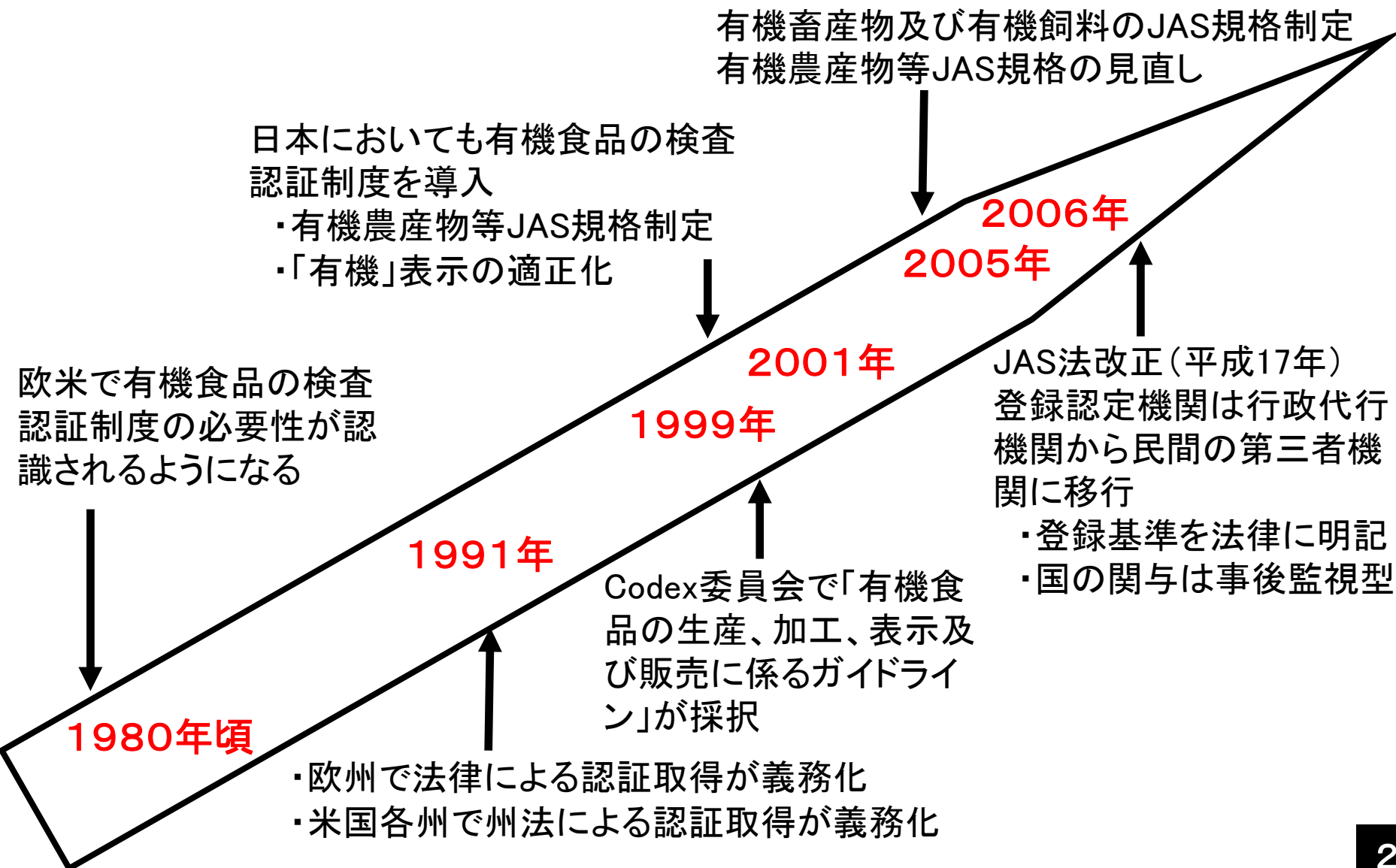
JAS制度は、社会情勢の変化に対応して、農林物資の品質の改善や取引の公正化等のみを目的とする制度から消費者の選択に資することも目的とする制度へと発展してきた





有機認証制度の歴史

平成11年のJAS法改正により、有機食品の検査認証制度が創設されたことにより、コーデックスガイドラインに準拠して、有機食品のJAS規格を制定

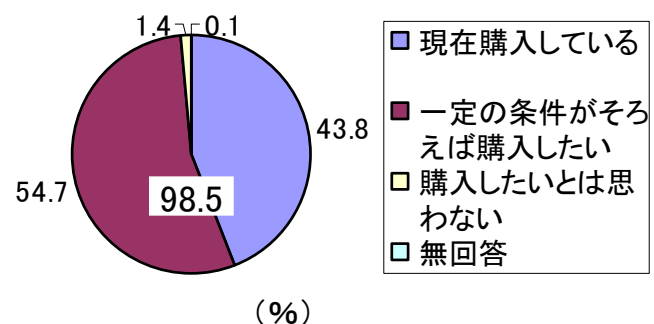


○ 有機農産物に対する消費者等の意向

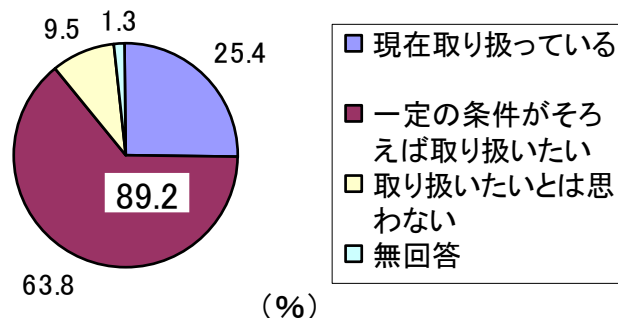
有機農産物を、ほぼすべての消費者と、ほぼ9割の流通加工業者が「現在購入している（取り扱っている）」又は「一定の条件がそろえば購入したい（取り扱いたい）」と回答

★ 平成19年度 農林水産情報交流ネットワーク事業 アンケート調査結果

有機農産物に対する消費者の意向



流通加工業者の意向



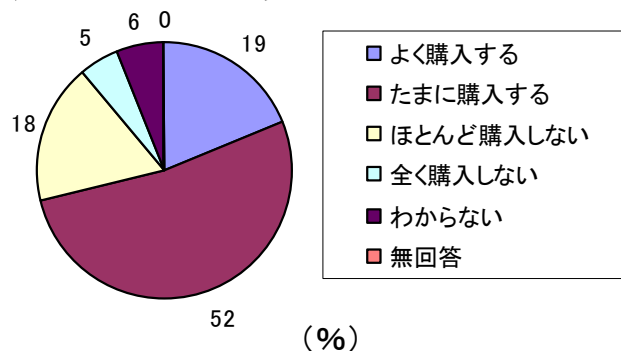
(参考)

消費者が有機農産物に求める「一定の条件」とは、
 ・表示が信頼できること
 ・近所や買いやすい場所で販売されていること
 ・価格がもっと安くなること 等

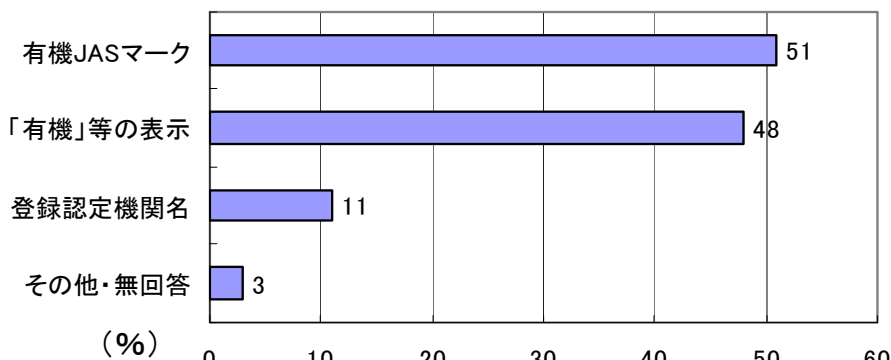
流通加工業者が有機農産物に求める「一定の条件」とは、
 ・一年を通じて一定量が安定的に供給されること
 ・価格がもっと安くなること 等

(参考) 平成16年度 食料品消費モニター第1回定期調査結果

有機農産物の購入頻度



有機農産物を購入する際チェックする表示(複数回答2つ以内)



○ 有機JAS検査認証制度の現状

有機JASの認定業務を行う機関として農林水産省に登録されている登録認定機関数及び有機JASの認定事業者数の推移は以下のとおり

登録認定機関数の推移

	H17年10月(※1)	H18年3月	H18年12月	H19年12月
国内	72	28	52	60
外国	24	1	6	11
計	96	29	58	71

(※1)改正前のJAS法での登録
(※2)経過措置期間中の事業者
(改正前のJAS法での認定)を含む

認定事業者数の推移

		H14年6月	H15年5月	H16年3月	H17年3月	H18年3月	H19年3月(※2)
国内	生産行程管理者	2,035	2,502	2,818	3,032	3,097	4,045
	(うち有機農産物)	(1,374)	(1,723)	(1,934)	(2,084)	(2,100)	(2,742)
	小分け業者	377	516	623	655	786	1,042
	輸入業者	84	93	112	124	176	247
	計	2,496	3,111	3,553	3,811	4,059	5,334
外国		398	568	766	1,186	1,674	2,194
合計		2,894	3,679	4,319	4,997	5,733	7,528

○ 有機農産物の表示例(生鮮食品)

有機農産物については、名称に有機である旨を表示するとともに、有機JASマークの貼付が必要

○一般の農産物の表示例

たまねぎ

〇〇県産

すべての農産物で必要な表示事項

○その内容を表す一般的な名称を記載

○原産地を記載

○有機農産物の表示例

有機たまねぎ

〇〇県産



有機農産物で必要な表示事項

○「有機」である旨の表示(※)

○格付の表示である「有機JASマーク」の貼付

(※)表示例のほか、次の例のいずれかによることが可能

「有機農産物」、「有機栽培農産物」

「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」

「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」

「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」

「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

「〇〇」は、当該農産物の一般的な名称

○ 有機農産物加工食品の表示例(加工食品)

有機農産物加工食品については、名称及び原材料名に有機である旨を表示するとともに有機JASマークの貼付が必要

○ 有機農産物加工食品の表示例

名 称	有機濃口醤油
原材料名	有機大豆、有機小麦、食塩
内 容 量	1リットル
賞味期限	2008. 10. 10
保存方法	直射日光を避け、常温で保存して下さい
製 造 者	株式会社〇〇醤油 東京都千代田区△△

表示のポイント

- その内容を表す一般的な名称と**有機である旨**を記載
- 一括表示に、使用した原材料を重量割合の多い順に、食品添加物以外の原材料と食品添加物に分けて記載（JAS法、食品衛生法）
- 有機の原材料は**有機である旨**を表示
- アレルギー表示、原料原産地表示、遺伝子組換え表示は、原材料表示の一部として表示（JAS法、食品衛生法）
- 単位を明記して記載（JAS法、計量法）
- 一括表示に記載。ただし、一括表示に記載することが困難な場合は、賞味期限欄に記載箇所を表示すれば、一括表示外に記載可能（JAS法、食品衛生法）
- 一括表示に記載。ただし、賞味期限に近接して一括表示外への記載が可能（JAS法、食品衛生法）
- 「製造業者等の氏名又は名称及び住所」を記載（JAS法、食品衛生法）
- 外国で製造され輸入されたものには、原産国名として製造した国を表示
- 格付の表示である「**有機JASマーク**」の貼付

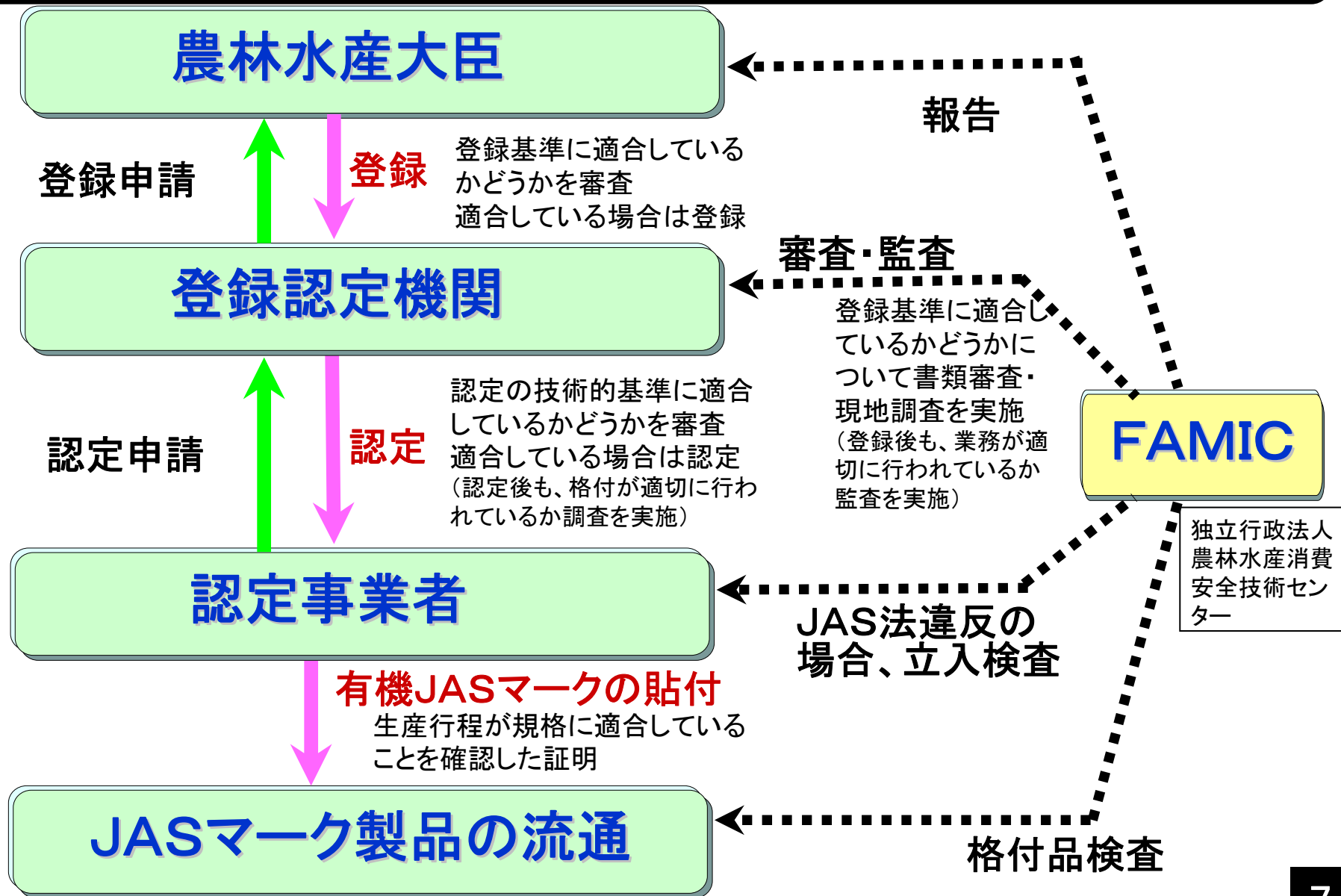


(参考) 輸入された有機農産物加工食品の表示例

名 称	有機乾燥果実
原材料名	有機レーズン
内 容 量	100g
賞味期限	2008. 7. 10
保存方法	直射日光・高温多湿をお避け下さい
原産国名	△△国
輸 入 者	株式会社〇〇 東京都千代田区△△

○ 有機JAS規格の検査認証のしくみ

有機JAS規格制度は、登録認定機関により認定を受けた事業者が有機JASマークを貼付するという仕組み



○ 有機表示の適正化のための措置

JAS法に基づく有機JAS規格による格付が行われ、有機JASマークが付されたものでなければ「有機」又はこれと紛らわしい表示を行うことを禁止

指定農林物資

有機農産物や有機農産物加工食品については名称の表示の混乱がみられ、一般消費者の食品の合理的な選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要である物質として、政令指定。

検査認証制度の創設

1. 農産物に対する安全性や健康志向等に対する消費者の関心の高まりの中、「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じていたことから、平成4年に「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を制定し表示の適正化を図ってきたが、ガイドラインには強制力がないことから、有機農産物についての不適切な表示や生産基準の不統一等があり、混乱している状況にあった。
2. 一方、国際的にはコーデックス委員会において有機食品に係るガイドラインが平成3年から検討され、平成11年に採択された。
3. こうした状況を踏まえ、平成11年にJAS法が改正され、有機農産物等の検査認証制度が創設されるとともに、これらに係る生産基準等のJAS規格が定められた。さらに、平成13年4月からは、JAS法に基づく有機JAS規格による格付が行われ、有機JASマークが付されたものでなければ「有機」又はこれと紛らわしい表示を行うことは禁止された。

JAS法第19条の15

- 1 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であって、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられ、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの（以下「指定農林物資」という。）については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

JAS法施行令第10条

法第十九条の十五第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。

- 一（有機農産物）
- 二（有機農産物加工食品）

○ 最近の有機関係に係るJAS法違反案件(公表案件)

事業者	区分	品目	違反概要(JAS法該当条項)	処分等(施行日)
A 千葉県	認定事業者(生産行程管理者)	米 (生鮮)	有機認定ほ場以外で生産した米に有機JASマークを貼付 (法第18条第1項)	認定取消しに係る聴聞開催の 手続き (19年6月28日)
B 京都府	認定事業者(生産行程管理者)	たけの こ水煮 (加工)	①有機農産物でない原料たけのこを使用した たけのこ水煮に有機JASマークを貼付 ②認定事業者でない製造者に指示し、有機JAS マークを付したたけのこ水煮を製造させる (①、②とも法第18条第1項)	改善命令を出す前の弁明の機 会を付与する手続き (19年8月31日) * 原料原産地に係る表示違反 で同日付で併せて指示・公表
C 福井県	認定事業者(生産行程管理者)	米 (生鮮)	①化学肥料使用の用土で育苗した米に有機JAS マークを貼付 (法第18条第1項) ②有機農産物でない米に「有機栽培米」と表示 (法第19条の15第2項)	①改善命令、有機JASマーク の除去・抹消命令 ②有機表示の除去・抹消命令 (19年9月21日)
D 栃木県	登録認定 機関	有機農 産物	有機農産物の事業者の認定審査において、育 苗用土が有機JAS規格に適合していることを 確認しないで認定 (法第17条の5第2項)	①業務停止命令 ②改善命令 (19年11月26日)
E 福岡県	一般事業 者	ジャム (加工)	有機農産物でない原料を使用して製造した ジャムに「有機栽培」と表示 (法第19条の15第2項)	有機表示の除去・抹消命令 (19年12月5日)
F、G 新潟県	一般事業 者	米 (生鮮)	有機農産物でない米に「有機米」と表示した シールを付して販売 (法第19条の15第2項)	有機表示の除去・抹消命令 (20年1月16日)

○ 有機関係のJAS法違反で公表した事業者数(年度別)

事業者区分	処 分 内 容 等	事 業 者 数						
		H14	H15	H16	H17	H18	H19	計
認定事業者	改善命令等 注1)	1	1	2	5	1	2	12
	認定取消し 注2)	1			8	1	1	11
登録認定機関	業務停止命令等 注3)	1			3		1	5
	登録取消し 注4)	1	1	1				3
一般事業者 注7)	有機表示の除去・抹消命令等 注5)				2	8	4	14
	有機JASマーク不正使用 注6)					4		4
合 計		4	2	3	18	14	8	49

注1) 改善命令等には有機JASマークの除去抹消命令を含む

注2) 認定取消し11事業者には自主廃止7事業者を含む

注3) 業務停止命令等には改善命令を含む

注4) 登録取消しの3事業者はすべて自主廃止

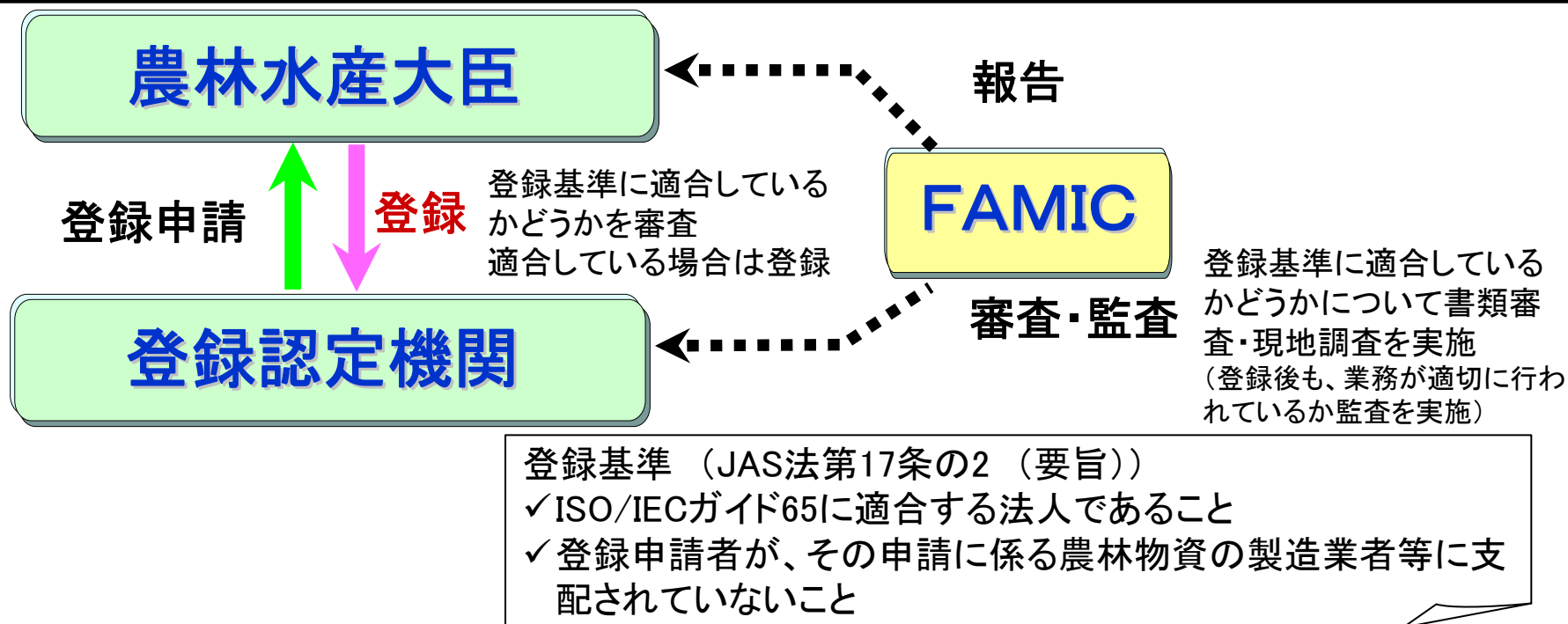
注5) 有機表示の除去・抹消命令等には文書指導(公表)を含む

注6) 有機JASマーク不正使用は文書指導(公表)

注7) 一般事業者のうち、1業者について重複計上あり

○ 登録認定機関の登録

認定業務を行う機関は、農林物資の種類ごとに、登録基準に適合しているかどうかについてFAMICによる審査を受ける。登録基準に適合している場合には農林水産大臣が登録

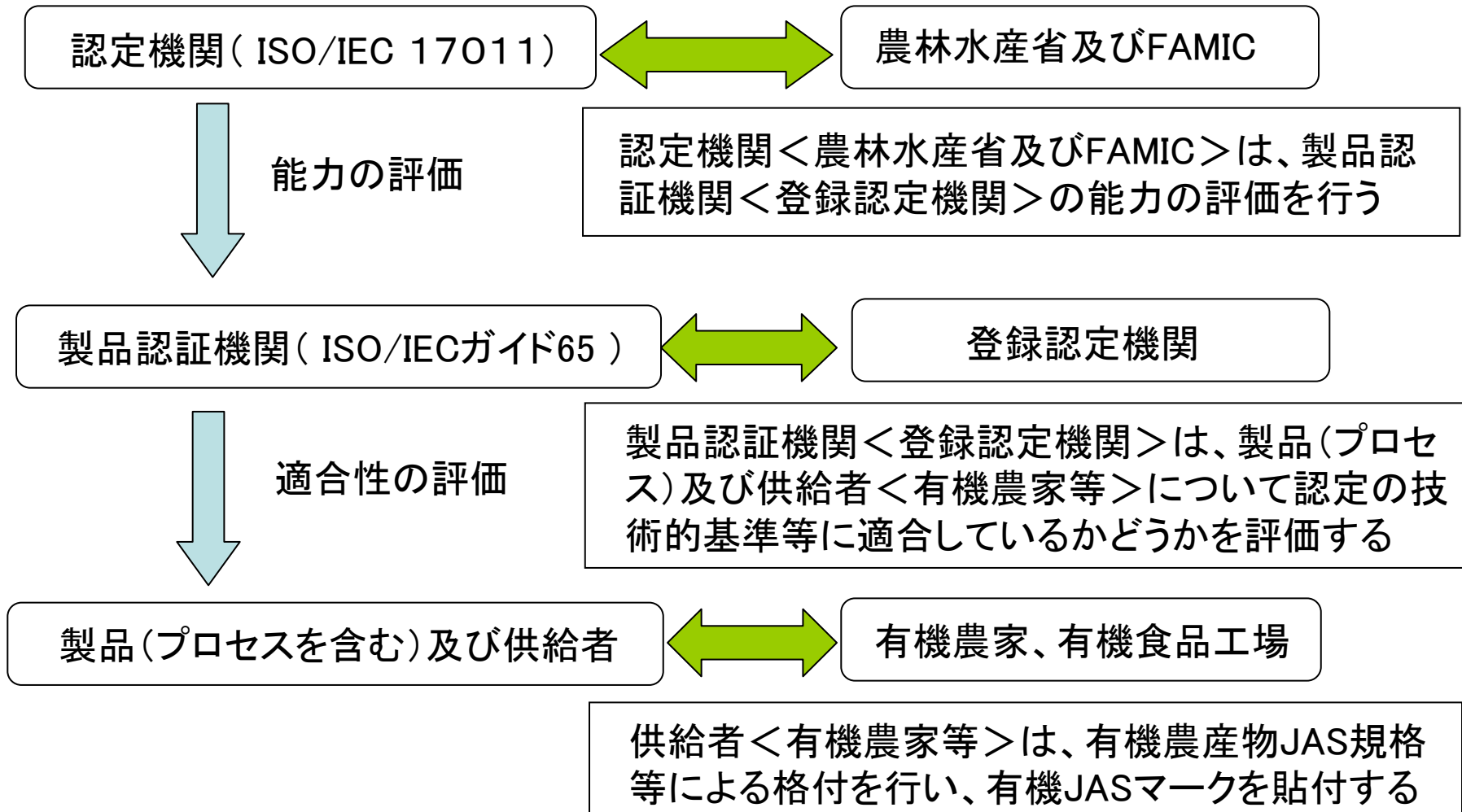


登録認定機関は、以下の事項を内容とする認定に関する業務に関する規程(業務規程)を定め、これに従って業務を実施

- 事業所の所在地、認定業務を行う区域、対象区分、業務時間・休日
- 認定、認定の取り消し、その他認定に関する業務の実施方法
- 認定に関する料金の算定方法
- 業務を行う組織、業務を行う者の職務
- 認定業務の公正な実施のために必要な事項 等

○ 適合性評価機関の認定を行う機関及び製品認証機関に対する一般要求事項

登録認定機関の登録に際し、行政の裁量の余地がない形での登録が可能となるよう、登録基準として国際化標準化機構等が定める基準（ISO/IECガイド65）が定められている



○ ISO/IECガイド65の要求事項

登録認定機関の業務規程は、ISO/IECガイド65の要求事項を満たすように作成する必要がある

JISQ0065:1997 (ISO/IECガイド65)

1. 適用範囲
2. 引用規格
3. 定義(供給者)
4. 認証機関
 - 4.1 一般
 - 4.2 組織
 - 4.3 運営
 - 4.4 下請負契約
 - 4.5 品質システム
 - 4.6 認証の授与、維持、拡大、一時停止及び取り消しに関する条件及び手続き
 - 4.7 内部監査及びマネージメントレビュー
 - 4.8 文書化
 - 4.9 記録
 - 4.10 機密保持
5. 認証機関の要員
 - 5.1 一般
 - 5.2 資格基準
6. 認証要求事項の変更
7. 異議申立て、苦情及び紛争
8. 認証の申請
 - 8.1 手順に関する情報
 - 8.2 申請
9. 評価のための準備
10. 評価
11. 評価報告書
12. 認証に関する決定
13. サーベイランス
14. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用
15. 供給者に対する苦情

○ 登録認定機関の検査員についての要求事項

登録認定機関の検査員に求められること（参考 ISO/19011）

1) 個人的な資質、2) 教育、業務経験、監査員訓練及び監査経験、3) 知識及び技能

1) 個人的資質

- a. 倫理的である。公正である。信用できる。誠実である。
- b. 心が広い。
- c. 外交的である。
- d. 観察力がある。
- e. 知覚が鋭い。
- f. 適応性がある。
- g. ねばり強い。
- h. 決断力がある。
- i. 自立的である。

ISO9000の場合の例

2) 教育、業務経験、監査員訓練及び監査経験

教育	中等教育
業務経験	合計5年
品質管理分野での業務経験	合計5年のうちの2年以上
監査員訓練	40時間の監査員の研修
監査経験	監査チームリーダーとしての力量がある監査員の指揮及び指導のもとで、訓練中の監査員として完全な監査を4回かつ延べ20日以上行った経験。これらの監査は過去3年以内に完了していることが望ましい。

3) 知識及び技能

監査員は次の事項ができることが望ましい

- a. 監査の原則、手順及び技法を適用する。
- b. 効果的に作業を計画し、必要な手配をする。
- c. 合意した日程内で監査を行う。
- d. 重要事項を優先し、重点的に取り組む。
- e. 効果的な面談、聞き取り、観察、文書、記録及びデータの調査によって、情報を収集する。
- f. 監査のためにサンプリング技法を使用することの適切性及びそれによる結果を理解する。
- g. 収集した情報の正確さを検証する。
- h. 監査所見及び監査結論の根拠とするために、監査証拠が十分かつ適切であることを確認する。
- i. 監査所見及び監査結論の信頼性に影響し得る要因を評価する。
- j. 監査活動を記録するために作業文書を使う。
- k. 監査報告書を作成する。
- l. 情報の機密及びセキュリティを維持する。
- m. 自分の語学力で、又は通訳を介して、効果的に意思の疎通を図る。

○ 有機JAS認定事業者の区分等

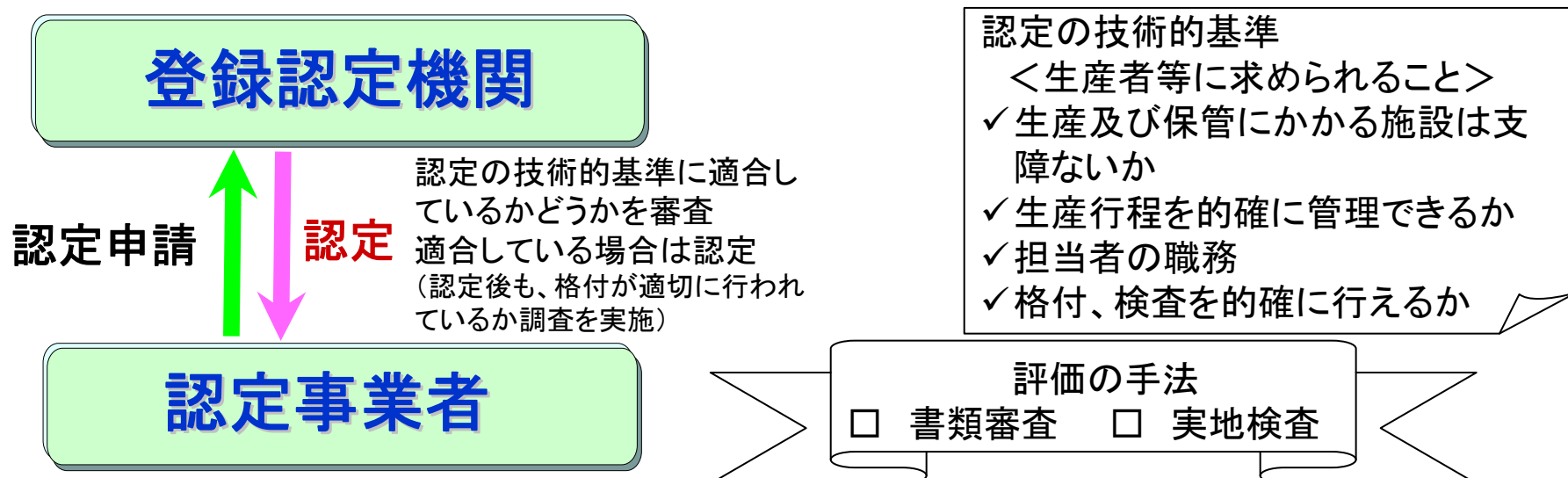
事業者は、有機農産物等にも有機JASマークを貼付して出荷するため、登録認定機関から認定を受けることが必要である

区分	事業者の役割	主な業種
生産行程管理者（※） 有機農産物 有機加工食品 有機畜産物 有機飼料	➤有機農産物等の生産を行い、自ら格付をし、有機JASマークを貼付して、有機農産物等を出荷	農業（畜産）経営者 食品工場
小分け業者（※） 有機農産物 有機加工食品 有機畜産物 有機飼料	➤有機JASマークが貼付された有機農産物等の小分けを行い、小分けしたものに有機JASマークを貼付 ➤自ら格付はできない	流通・小売り業者 精米業者
輸入業者 有機農産物 有機農産物加工食品	➤JAS制度と同等と認められた外国の政府機関等の証明書が付され、当該国から輸入された有機農産物等にも有機JASマークを貼付 ➤自ら格付はできない	輸入業者 通関業者

（※）外国の事業者の場合は、外国生産行程管理者、外国小分け業者

○ 事業者の認定基準

登録認定機関は、事業者＜生産者等＞を、「認定の技術的基準」に基づき審査し、認定を行う



事業者は、有機JAS規格に適合する管理を行うため、以下の事項を内容とする内部規程を定め、これに従って管理

- 種苗等の入手に関する事項
- 肥培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項
- 生産に使用する機械及び器具に関する事項
- 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する事項
- 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関への通知に関する事項
- 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

○ 格付

認定事業者は、自らが生産した農産物について生産記録を検査し、農産物が有機JAS規格に適合すると判定(格付)した場合に、適合を確認した証明として有機JASマークを貼付

認定事業者

有機JASマークの貼付

生産行程が規格に適合していることを確認した証明

JASマーク製品の流通

生産行程管理者は、以下の事項を内容とする格付規程を具体的かつ体系的に整備することが必要

- 生産行程についての検査に関する事項
- 格付の表示(有機JASマーク)に関する事項
- 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- 格付の実施状況についての認定機関による確認等の適切な実施に必要な事項

格付の実施方法

- ✓ 格付規程を具体的かつ体系的に整備
- ✓ 格付規程に従い、格付及び格付の表示を行う
- ✓ 名称の表示が適切に行われていることを確認する

生産行程管理担当者、生産行程管理責任者

- ✓ 生産行程を管理し、その内容を把握する者
- ✓ ほ場の数、広さ、分散状況により必要な人数をおく
- ✓ 学歴及び実務経験による資格要件
- ✓ 研修の受講義務(責任者は必須)

格付担当者、格付責任者

- ✓ 施設の数、分散状況により必要な人数
- ✓ 学歴及び実務経験による資格要件
- ✓ 生産行程の検査を行い、合格なら格付を行う
- ✓ 研修の受講義務(担当者すべて)

有機JAS規格の認定の仕組みの検証にあたっての検討課題(案)

- 登録認定機関の業務のあり方
 - 効果的な業務規程の作成と運用
 - FAMICによる監査
- 登録認定機関の検査員の資格のあり方
 - 教育、訓練
 - 必要な知識、技能
- 認定事業者が責任をもつて行うべき活動のあり方
 - 効果的な内部規程の作成と運用
 - 効果的な格付規程の作成
 - 確実な格付記録の管理と格付の実施
 - 格付担当者の教育、訓練